

i 法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されました！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。(※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。)

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局ホームページをご覧ください。

☎ 那覇地方法務局宮古島支局
☎ 0980-72-2639



i 住宅のリフォーム工事費を一部補助します

市内の施工業者を利用し、自らの居住する住宅の20万円以上のリフォーム工事に対して補助金を交付します。



■補助対象

補助金申請後、交付決定を受けてから着手する工事で、来年の1月末までに工事完了及び実績報告が提出できる方

※既にリフォーム工事に着手及び工事完成の住宅は補助対象外

■補助額 補助対象工事費の20%(上限額40万円)

■対象改修工事

- ①バリアフリー改修工事
- ②省エネ改修工事
- ③空き家改修工事
- ④耐久性等を向上させる改修工事
- ⑤子育て支援改修等工事
- ⑥テレワークの推進改修等工事



■申請期間 6月3日(月)～14日(金)

午前9時～午後5時まで(12時～13時はお昼休み)

※申請多数の場合は抽選となります。

※申請には必要書類が多数ありますので、事前にご相談ください。

詳しくは市ホームページより「宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

なお、宮古島市ホームページに補助金交付要綱等を掲載していますので、ご利用下さい。

☎ 建築課 住宅企画係 ☎ 79-9671

i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方(以下「代表者」といいます。)を相続人の中から指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。

代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「(相続人代表者指定届兼)固定資産現所有者申告書」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます(地方税法第343条第5項)。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人のご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付(納期限2期(7月31日)以降での送付含む。)となる場合がありますので、ご了承ください。

☎ 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751(内線2448、2451)

i 市民課からのお知らせ

マイナンバーカードを
予約制で夜間交付します

- 日時：①6月6日(木)17:30～19:30
②6月20日(木)17:30～19:30
- 場所：総合庁舎 1階 市民課
- 予約人数：各24名
- 交付条件：マイナンバーカードの申請がお済みで本人の来庁が可能の方
- 持ってくるもの：はがき・通知カード(持っている方)・身分証(運転免許証等)
※運転免許証等がない方は、保険証・離島割引カード等の2点が必要となります。
- 予約期間：前日の午後3時まで
※予約期間内であっても枠が埋まり次第終了
- 予約受付時間：平日8:30～12:00
13:00～17:15
- 予約方法：窓口係マイナンバー担当
電話(0980-72-3751)

マイナンバーカードを利用して
コンビニで団地の手続き書類を発行できます

マイナンバーカードをお持ちの方で4桁のパスワードを覚えている方は、6:30～23:00の時間内であれば、コンビニのマルチコピー機にて下記の書類を発行することができます。

- 住民票謄本
- 抄本(世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載可)
- 戸籍謄本・抄本
- 所得課税証明書(所得証明書の代わりになります)

コンビニでの証明書の取り方についてはQRコードを読み取ってご確認ください。



☎ 市民課 窓口係 ☎ 72-3751(代)

i 総合体育館閉館のお知らせ

1984年(昭和59年)より40年間、市民に親しまれ利用されてきた宮古島市総合体育館ですが、老朽化による建替えのため、8月末をもって閉館いたします。

利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承下さい。

なお、建替期間中の代替施設は、上野体育館、下地体育館を予定しております。

- ☎ 施設の利用に関すること
宮古島市スポーツ協会 ☎ 73-4469
スポーツ振興課 ☎ 73-2691
- ☎ 施設の建設に関すること 建築課 ☎ 79-9671



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：7月1日(月)

■市県民税1期

▶納税課収納管理係 ☎ 72-3751



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・6月6日(木)、20日(木)17時15分～18時45分
- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金(祝祭日除く)
- ・受付時間8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

- ・6月18日(火)13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
- ・6月13日(木)14時～16時
場所：下地公民館

お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：6月12日(水)、26日(水)
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905